

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和5年2月2日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200131 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200046 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和 2 年 4 月 1 日から同年 3 月 1 日に訂正し、令和 2 年 3 月の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

令和 2 年 3 月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 2 年 3 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 2 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

年金記録では、A 社に係る厚生年金保険の加入が令和 2 年 4 月 1 日からとされているが、令和元年 12 月から勤務しており、給料明細書では、令和 2 年 3 月 1 日から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。請求期間が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した令和 2 年 3 月分の給料明細書、B 銀行が提出した当該期間に係る預金取引明細照会（流動性）及び請求者の住所地である C 市が提出した令和 3 年度（令和 2 年分所得）の市県民税所得課税証明書によると、請求者は、請求期間において A 社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社の破産管財人弁護士は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、請求期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得年月日が令和 3 年 3 月 1 日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2200038号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2200047号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成20年12月16日、喪失年月日を平成21年3月1日に訂正し、平成20年12月から平成21年2月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成20年12月16日から平成21年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成8年3月25日から平成9年2月11日まで  
②平成20年5月1日から平成21年3月1日まで

請求期間①は、B社のC市で勤務しており、ハローワークで雇用保険記録は確認できたが、年金や社会保険が未加入扱いになっている。社会保険料は控除されていたはずである。

請求期間②は、A社で勤務して、年金と健康保険に加入していたが、年金が未加入とされている。給与明細書は不明だが、社会保険料は控除されていたはずである。

請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間②のうち、平成20年12月16日から平成21年3月1日までの期間について、雇用保険の被保険者記録、請求者から提出されたA社に係る「派遣社員就業条件明示書兼雇用契約書」、同社から提出された平成20年12月から平成21年2月までの請求者の同社に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたことが認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成20年12月16日、同喪失年月日を平成21年3月1日、平成20年12月から平成21年2月までの標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

しかしながら、前述のA社から提出された請求者の同社に係る賃金台帳によると、請求者の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、このほかに、厚生年金保険料の

控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

以上のことから、平成20年12月16日から平成21年3月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないため、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当せず、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することができないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求期間①について、雇用保険の被保険者記録によると、請求者は平成8年3月25日から平成9年2月10日までの期間において、B社C営業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、請求期間①当時の社会保険加入の取扱いについて、国民健康保険加入者など本人が希望しなかった場合、強制加入させていなかった可能性も考えられる旨回答している上、請求期間①において同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、雇用保険に加入しているも、本人の希望で厚生年金保険に加入しなかった者もいた旨陳述していることから、同社では、請求期間①当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、B社は、請求者の賃金台帳等の資料は保管しておらず、請求者も給料明細書等を保管していないことから、請求期間①当時の勤務実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社が加入しているD健康保険組合（当時の名称は、E健康保険組合）は、請求期間①において請求者の被保険者記録は確認できない旨回答している。

加えて、請求期間①当時、請求者が住民登録していたF市及びG市（当時）の国民健康保険記録によると、請求者は請求期間①において同保険の被保険者であったことが確認できる。

- 3 請求期間②のうち平成20年5月1日から同年12月15日までの期間について、雇用保険の被保険者記録によると、請求者は同期間において、H社（同社の閉鎖事項全部証明書により平成26年10月1日付けでA社に合併し解散していることが確認できる。）に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、H社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成22年5月10日であることが確認でき、A社が提出した請求者のH社に係る賃金台帳によると、請求者の平成20年5月1日から同年12月15日までの期間に係る所定労働日数は確認できるものの、日々の勤務時間を確認できる資料はないことから、請求者が同期間において、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたとは認められない。

また、前述の請求者のH社に係る賃金台帳によると、平成20年5月1日から同年12月15日までの給与から、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、日本年金機構が提出した請求者に係る国民年金保険料免除・納付猶予申請書によると、平成21年3月18日に同申請書が社会保険事務所（当時）で受け付けられたことが確認でき、同申請に基づき、請求期間②の一部の期間を含む平成20年7月から平成21年6月までの国民年金保険料について、4分の3免除が承認されたことがオンライン記録により確認できる。

加えて、I市の国民健康保険記録では、請求者は請求期間②において同保険の被保険者であったことが確認できる。

- 4 このほか、請求期間①及び②のうち平成20年5月1日から同年12月15日までの期間におけ

る請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②のうち平成20年5月1日から同年12月15日までの期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2200121号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2200048号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成29年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年8月25日  
② 平成29年12月25日

請求期間①及び②については、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が提出したA社に係る処遇改善加算・夏季賞与明細書、同冬季賞与明細書及び同社からの賞与の振込先とするB銀行の預金取引明細表(流動性)から、請求者は、A社から請求期間①及び②において、15万円の賞与が支給され、標準賞与額(15万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200112 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2200009 号

## 第 1 結論

昭和 56 年\*月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年\*月から昭和 60 年 3 月まで  
私の国民年金保険料については、父か母が区長宅に保険料を持参して納付していた。父は亡くなっており書類等も残っていないが、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間において父親が請求者の国民年金加入手続を行った旨陳述しているが、請求者が提出した年金手帳の国民年金記号番号(\*)に係る「初めて被保険者となった日」は、昭和 61 年 8 月 1 日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している上、それより前に、請求者が国民年金の被保険者であった記録は確認できない。

また、請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金記号番号により行われており、請求者の両親が請求者の主張どおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求期間において、請求者に係る「\*」以外の国民年金記号番号が払い出されている必要があるが、日本年金機構及び請求者が請求期間当時住民登録していた A 市は、請求者に係る前述の国民年金記号番号以外の同記号番号の払出しはない旨回答していることから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求者の両親は請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の父親は既に亡くなっている上、母親からは具体的な陳述が得られず、国民年金保険料の徴収を行っていたとされる請求期間当時の地区の区長も既に亡くなっていることから、請求期間当時の納付状況等は不明である。

このほか、請求者及び請求者の両親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200122 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200045 号

## 第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 男 (子)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 10 年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 20 年 9 月 1 日まで

私の父 (訂正請求記録の対象者) は、A社B支店の在籍中に、陸軍に召集されていたことから、請求期間当時の厚生年金保険法に基づき、請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出したA社における訂正請求記録の対象者に係る平成 20 年 5 月 2 日付け在籍証明書及び同社の給与厚生関連業務事務代行を行っているC社が提出した訂正請求記録の対象者に係る人事記録によると、訂正請求記録の対象者の入社日は昭和 15 年 6 月 26 日、退職日は昭和 32 年 7 月 31 日とされており、当該人事記録によると、訂正請求記録の対象者は、昭和 15 年 6 月 26 日付けでA社B支店に入社し、昭和 19 年 2 月 10 日に休職 (応召)、昭和 20 年 11 月 12 日に復職 (召集解除) したことが確認できる。

また、請求者が提出した訂正請求記録の対象者に係る軍歴資料及び日本年金機構が提出した訂正請求記録の対象者に係る履歴証明書 (D県発行) によると、訂正請求記録の対象者は、昭和 19 年 2 月 10 日付けで臨時召集され、昭和 20 年 9 月 1 日付けで召集解除されたことが確認できる。

一方、請求期間当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 及び同法施行令第 25 条の 2 によると、被保険者が昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 22 年 5 月 2 日までに陸海軍に徴集又は召集された期間については、厚生年金保険料を徴収しない旨規定されているところ、同法において、被保険者は、厚生年金保険の適用事業所に使用される者が対象とされているが、日本年金機構は、A社B支店は海外支店であり厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていないとしており、オンライン記録等においても、請求期間当時、同社同支店は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、A社は、請求期間当時、同社B支店に勤務していた従業員について厚生年金保険の被保険者とする取扱いであったか、被保険者とする取扱いであった場合は、どこの適用事業所に



において被保険者とする取扱いであったかなど、同社同支店の従業員（応召期間を含む）の厚生年金保険の加入に関する取扱いについては、当時の記録が残っていないため不明である旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。